

受講対象：新たにチェーンソーの資格を取る方

伐木等の業務（チェーンソー）に係る「特別教育」（旧法）
大径木 ～労働安全衛生規則第36条8号に掲げる業務～

+

伐木等(チェーンソー使用)の業務に係る
安衛則36条8号（大径木）修了者の「補講」

「特別教育」のみの受講も可能ですが、後日「補講」を受講する必要がありますので、今回2つ同時に受講される事をお勧めします。



【労働安全衛生規則第36条8号に掲げる業務とは】

胸高直径が70cm以上の立木の伐木
胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木
つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の
胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務

チェーンソー取扱業務に従事する場合は、「伐木等の業務に係る特別教育」の修了者でなければ就く事ができません。

労働安全衛生規則の改正により、令和2年8月1日から新法に講習になります。今回の講習は改正前の為、旧法の時間割で実施します。

なお、今回ご案内の「特別教育（旧法）」と「補講」の、2つの講習を受講することにより、新法にも適応する教育を修了した事になります。

つきましては、新たに資格を取得する方を対象として、「安全衛生特別教育規程」に基づき教育を実施いたしますので、該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

1 日 時
(休憩時間含)

特別教育	令和2年5月12日（火）	9:00～16:30
	・5月13日（水）	9:00～16:30
	・5月14日（木）	9:00～13:00
補講	令和2年5月14日（木）	14:00～16:50



2 時間割

科 目		講習時間数	
		特別教育 5/12～5/14午前	「補講」 5/14午後
学 科	伐木作業に関する知識	3 時間	1 時間
	チェーンソーに関する知識	2 時間	
	振動障害及びその予防に関する知識	2 時間	
	関係法令	1 時間	1 時間
実 技	伐木の方法	4 時間	3 0 分
	チェーンソーの操作	2 時間	
	チェーンソーの点検及び整備	2 時間	
講習時間合計		1 6 時間	2 時間30分

3 受講料

「特別教育」 会員 16,000円 会員外 18,000円（送料代、消費税含）
「補講」 会員 4,500円 会員外 5,500円（送料代、消費税含）

4 会 場

学科：旭川市工業技術センター（旭川市工業団地3条2丁目）
実技：旭川市森林組合（旭川市工業団地3条1丁目2-15）※5/14午前中

5 申込方法

申込書に写真1枚（30ミリ×25ミリ）と受講料を添えて、持参または現金書留でお申込み下さい。 ※振込み希望の場合はご連絡下さい。

6 受付期間

3/27～4/27（期日前でも、定員48名に達し次第しめきり）

7 実技機材

持っている方は、下記機材をご持参下さい。 ※機材がない場合はご相談下さい。

- ・チェーンソー（複数名受講する事業場は、2名に1台程度）
- ・点検整備工具、目立て用やすり（持参チェーンソーに合ったもの）
- ・防振手袋、ヘルメット、チャップス、フェルト用敷物（整備時に机等を汚さない為）

※チェーンソーは燃料を抜いた状態で移動し、実技の時に給油するようお願いいたします。

8 修了証

締切日までに写真が届いた場合は、当日交付（以後は後日郵送）

※既に取得している、林防災交付の修了証のコピーを添付していただくと、修了証が一つにまとまります。

9 注意事項

受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。



林業労災防止協会旭川分会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

※次回開催予定
7/14～16

